

みやぎ広域スポーツセンター指導者育成業務  
研修会派遣事業実施要綱

(目的)

- 第1 地域住民の生涯スポーツ活動をささえ、スポーツを通じた地域コミュニティを構築する拠点となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の存在は今後ますます重要になることが予想される。
- 研修会派遣事業は、総合型クラブの運営・支援および創設に携わる関係者に研修の機会を与え、総合型クラブの安定した運営や総合型クラブの創設への取組に寄与することを目的とする。

(派遣の対象者)

- 第2 派遣の対象者は、次に掲げる団体とする。ただし、総合型クラブ設立準備団体、および設立準備委員会を設置している総合型クラブ未設置市町村を優先する。
- (1) 市町村
  - (2) 市町村体育・スポーツ協会
  - (3) 県内総合型クラブ
  - (4) 総合型クラブ設立準備団体
  - (5) 宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会役員

(派遣研修会)

- 第3 派遣する研修会の計画は、予算の範囲内で年度当初に決定し、通知する。

(申請)

- 第4 別に定める「研修会派遣事業申込手続き」による。

(研修会派遣の決定及び条件)

- 第5 研修会派遣は、当初の計画に基づき次のとおりとする。
- (1) 研修会派遣申請の内容を審査し、決定の通知をする。
  - (2) 研修会参加に係る旅費交通費、参加費を支給する。
  - (3) 宿泊経費は対象外とする。
  - (4) 旅費交通費は、公益財団法人宮城県スポーツ協会職員旅費規程に準じ算出する。
  - (5) 派遣に係る経費については申請団体に補助するものとする。

(報告)

- 第6 別に定める「研修会派遣事業申込手続き」による。

(その他)

- 第7 この要綱に定めのあるもののほか、「研修会派遣事業」の実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 5月27日から施行する。  
この要綱は、平成25年11月11日から施行する。  
この要綱は、平成31年 4月 8日から施行する。  
この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。